

<資料4-1>
平成22年11月17日

吹田市長

阪口 善雄 殿

NEOMAXマテリアル 社内汚染浄化計画書

株式会社 NEOMAXマテリアル

代表取締役 社長

大木 朝照

目 次

I. 目 的

II. 汚染問題への取り組み経緯

1. 汚染事態の発生・原因
2. 取り組み経緯
3. 净化取り組み状況

III. 社内の汚染状況

IV. 净化計画

1. 概 要
2. 净化目標
3. 净化方式
4. 净化計画
5. バイオ浄化における安全性の評価への取り組み
6. 净化工程
7. 年次報告

別添資料

- | | |
|---|--------|
| 1. バイオ助剤 室内試験結果 | 別添資料 1 |
| 2. EDC サイト試行状況報告 | 別添資料 2 |
| 3. 2010年度浄化実施計画書 | 別添資料 3 |
| 4. EDC説明資料 | |
| 5. 「次世代型バイオレメディエーション普及のための
セーフバイオシステムの研究開発」提案書抜粋 | 別添資料 4 |

I. 目的 本浄化計画は、当社敷地内に残留する汚染物質を浄化することにより、敷地内の原状回復を図り、

以って、汚染物質の敷地外への移流、拡散を防止するために策定したものである。

II. 汚染問題への取り組み経緯

1. 汚染事態の発生・原因

- (1) 1991年3月当社敷地境界にある下水道管へ流入している地下水から5.9mg/Lのトリクロロエチレン(有機塩素系化合物)が検出されました。当社は、直ちに大阪府並びに吹田市と連携を取り、敷地内における汚染実態を把握する調査を実施し、同程度の汚染がある場所を確認しました。
- (2) トリクロロエチレン等有機塩素系化合物は、非常に使いやすい理想的な洗浄剤として昭和30年代(1955年頃から広く全国の製造事業所、クリーニング店等で使用されました。当社でも1958年頃から使用しており、1971年大阪府公害防止条例で初めて有害物質に指定されから、管理に万全を期しております。ただ、1971年以前は、法規制もなく通常の洗浄剤として取り扱っていたため、当敷地内に一部が漏洩したものと思われます。
- (3) 尚、当社におけるトリクロロエチレンの使用は、2000年に全廃しています。

2. 取り組み経緯

- (1) 事態が判明した1991年12月には、地下水を汲み上げ、曝気処理し(地下水に空気を吹き込み、トリクロロエチレンを揮発させる)、これを活性炭により回収する方法にて浄化対策を開始しました。
- (2) 引き続き、汚染実態の詳細調査を実施し、1993年には、その結果を環境庁、国立環境研究所に報告し、指導を仰ぐことで、本問題への取り組みに対して最高の技術を採用できる体制を整えました。
- (3) 以後今日まで継続して、行政当局と協議しながら、また、学識経験者に指導を仰ぎ、各種の調査と最善とされる浄化対策を実行して参りました。

3. 浄化取り組み状況

- (1) 当社敷地内の高濃度汚染箇所は2箇所あり、その汚染源において

①地下水汲み上げ曝気処理法
②土壤ガス真空抽出法
を併用して、汚染物質を回収する、抽出浄化を実行しています。
当社敷地内の高濃度汚染点における地下水汲み上げ平均汚染濃度は発見当時と比べ着実に減少し、下水道排水基準を満足するところまで低下しています。

- ※汲み上げ地下水の平均濃度推移 グラフ 1
(2) その結果、下水道管に流入していた地下水水質は改善され、1996年5月以降、トリクロロエチレン濃度は環境基準濃度0.3mg/L以下に安定して保たれています。
また、1997年頃から環境基準が定められたトリクロロエチレンが分解して生成される物質であるシスジクロロエチレン濃度についても、環境基準濃度0.4mg/Lを満足するまで改善しています。

- (3) 現在実行している抽出浄化は、浄化効率が飽和しているので、
当地に現存するバクテリアに向け、汚染物質の分解浄化技術・工法の導入開発試験に取り組み、
バイオ浄化は、自然浄化を促進させたために有効なバイオ助剤(バイオ活性剤)を土中に注入し、
有機溶剤を分解するバクテリアを活性化させ、有機溶剤を無害な物質まで還元分解させます。
当社では室内試験にて、有効なバイオ助剤を絞り込み、社内汚染現場において実証試験を行
い、有機塩素系化合物を分解能化できることを確認しました。

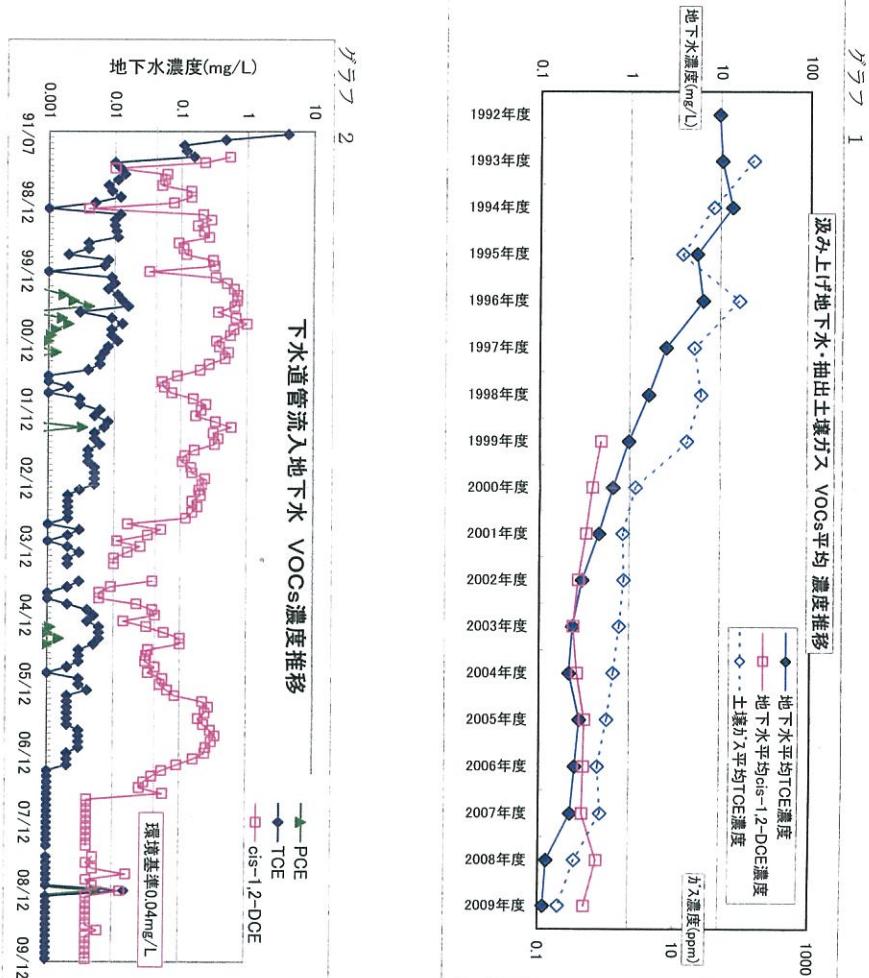
※バイオ浄化試験井地下水の濃度推グラフ 2

※下水管への流入地下水の濃度推移 グラフ 2

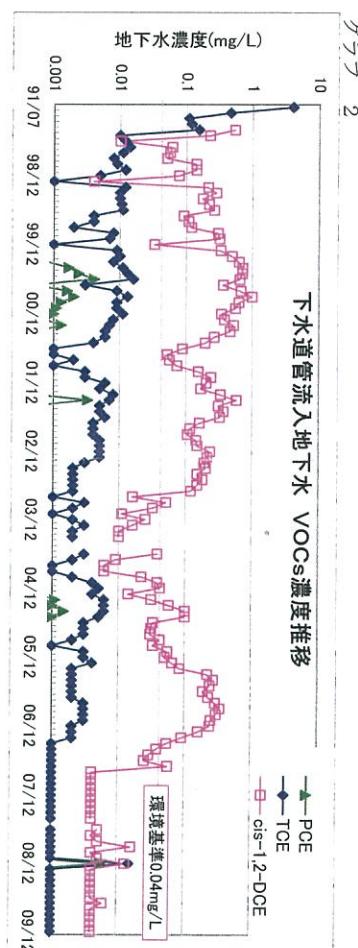
- (2) その結果、下水道管に流入していた地下水水質は改善され、1996年5月以降、トリクロロエチレン濃度は環境基準濃度0.3mg/L以下に安定して保たれています。
また、1997年頃から環境基準が定められたトリクロロエチレンが分解して生成される物質であるシスジクロロエチレン濃度についても、環境基準濃度0.4mg/Lを満足するまで改善しています。

(3) 現在実行している抽出浄化は、浄化効率が飽和しているので、
当地に現存するバクテリアに向け、汚染物質の分解浄化技術・工法の導入開発試験に取り組み、
バイオ浄化は、自然浄化を促進させたために有効なバイオ助剤(バイオ活性剤)を土中に注入し、
有機溶剤を分解するバクテリアを活性化させ、有機溶剤を無害な物質まで還元分解させます。
当社では室内試験にて、有効なバイオ助剤を絞り込み、社内汚染現場において実証試験を行
い、有機塩素系化合物を分解能化できることを確認しました。

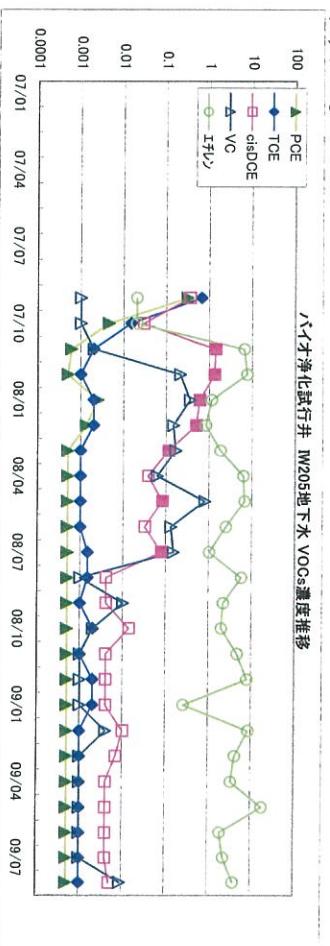
※バイオ浄化試験井地下水の濃度推グラフ 3



グラフ 1
汲み上げ地下水・抽出土壤ガス VOCs 平均 濃度推移



グラフ 2
下水道管流入地下水 VOCs 濃度推移



グラフ 3
バイオ浄化試験井 IW205地下水 VOCs 濃度推移

III. 社内の汚染状況

(1) 汚染区域の分割特定
構内の溶剤使用履歴と土壤ガス分布(図1)、地下水濃度分布(図2)、土壤溶出濃度分布(図3)により
汚染区域を図4に区画化した。

図4 汚染区画図

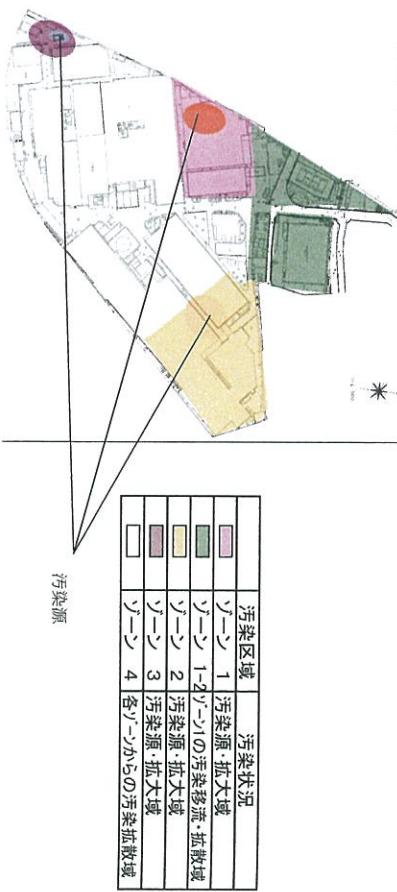


図1 TCE 土壤ガス分布図 ('93. 1 調査)

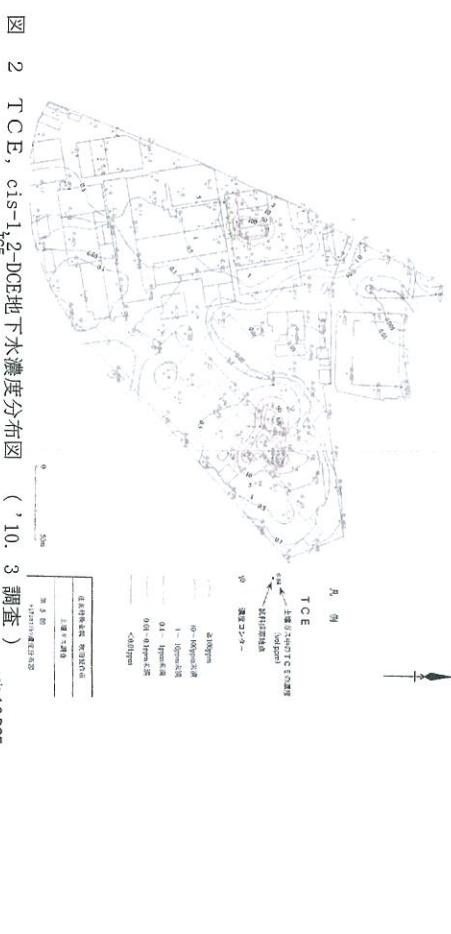


図1 TCE 土壤ガス分布図 ('93. 1 調査)

(-5m~-10m深度)

08. '93調査

- (2) ゾーン 1
浸漬型洗浄機と手洗浄場の設置履歴があり、溶剤の漏洩により浸透汚染が発生したと考えられる汚染区域である。地下水には汚染原因物質と分解物質の汚染がともに1 ppm前後の濃度で検出される。また、表層から深度-4 m及び-8 mから粘土層(0-10m)までの土壤に $0.1 \text{ mg/L} < \text{TCE}, \text{cis-1,2-DCE} \leq 1 \text{ mg/L}$ の汚染が検出される。
- (3) ゾーン 1-2
地下水には分解物質の汚染が1 ppm前後の濃度で検出される。また、表層から深度-4 mまででは汚染は検出されないが、-8 m~-10 mまでの土壤に $0.1 \text{ mg/L} < \text{TCE}, \text{cis-1,2-DCE} \leq 1 \text{ mg/L}$ の汚染が検出される。
- (4) ゾーン 2
ゾーン1の汚染が移流・拡散したこと考えられる汚染区域である。地下水には汚染原因物質と分解物質の汚染がともに環境基準の10倍前後の濃度で検出される。また、表層から深度-8 mまでは汚染は検出されないが、-8 m~-10 mの土壤に $1 \text{ mg/L} \leq \text{cis-1,2-DCE} \leq 1 \text{ mg/L}$ の汚染が検出される。

図2 TCE, cis-1,2-DCE地下水濃度分布図 ('10. 3 調査)

(-8m~-10m深度)

08. '10調査

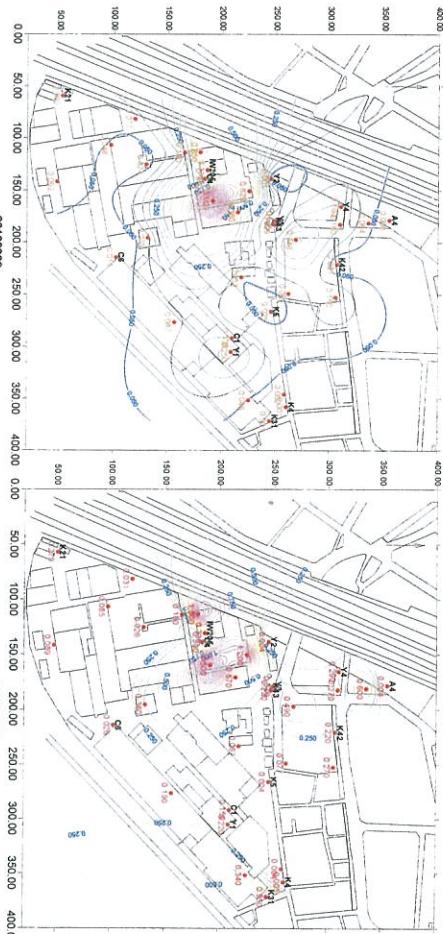


図2 TCE, cis-1,2-DCE地下水濃度分布図 ('10. 3 調査)

(-8m~-10m深度)

08. '10調査

- (5) ゾーン 3
溶剤の屋外保管場の設置履歴があり、漏洩溶剤により浸透汚染が発生したと考えられる汚染区域である。地下水には汚染原因物質と分解物質の汚染がともに環境基準の10倍前後の濃度で検出される。また、表層から深度-8 mまでは汚染は検出されないが、-8 m~-10 mの土壤に $1 \text{ mg/L} \leq \text{cis-1,2-DCE} \leq 1 \text{ mg/L}$ の汚染が検出される。
- (6) ゾーン 4
各汚染ゾーンからの拡散により汚染が発生したと考えられる汚染区域である。地下水には汚染原因物質と分解物質の汚染がともに環境基準から最大5倍の濃度で検出される。また、表層から深度-4 mまでの土壤に $0.1 \text{ mg/L} < \text{TCE} \leq 1 \text{ mg/L}$ 及び-8 m~-10 mの土壤に $\text{cis-1,2-DCE} \leq 1 \text{ mg/L}$ の汚染が検出される。

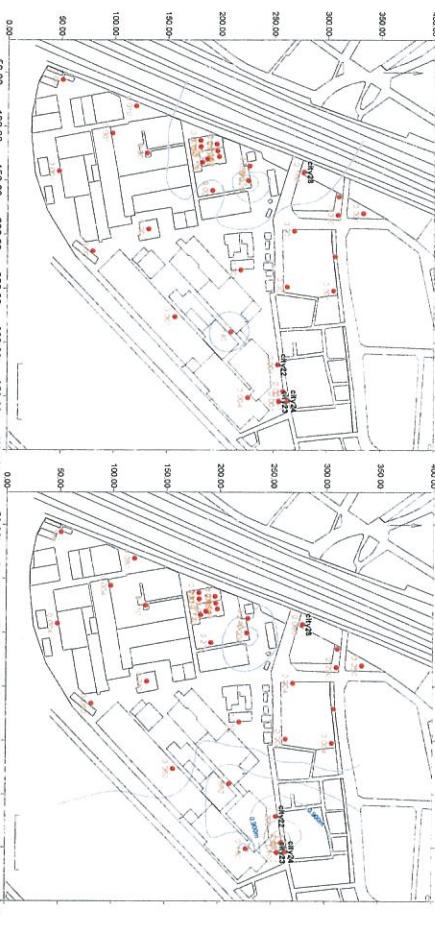


図3 TCE, cis-1,2-DCE土壤溶出濃度分布図 ('08. '09 調査)

(-5m~-10m深度)

08. '09調査

IV. 処理計画

1. 概要

社外への汚染物質の移流を早期に止めるために、社内において浄化検証ができるバイオステイミュレーションにより、敷地境界帯から順次汚染区域毎に浄化を実行し、社内の原状回復を図る。尚、敷地境界には井戸を①10mピッチで配設し、浄化対策期間中の監視井及び浄化井としての活用を図り、地下水による汚染物質の社外への移流は遮断する。

2. 処理目標

- (1)地下水
 - ①汚染源及びその移流域であるゾーン1, 2, 3及び1-2の地下水は土壤汚染防止対策法の浄化完了基準を満足させる。
 - ②汚染拡散域であるゾーン4についてはMNAによる浄化が可能であると考えられる小数点2桁代まで地下水汚染濃度を減少させる。
- (2)土壤
 - (1)項を満足するまで汚染溶出負荷を低減させる。

3. 処理方式

- 本計画では社内の試行結果及び国内で豊富な浄化実績のあるバイオ助剤EDC*1を用いたバイオステイミュレーションを採用する。
- (1)バイオ助剤室内試験結果

社内地下水にアミノ酸系バイオ助剤を使用した室内浄化試験を行い、汚染物質が完全脱塩素化分解、環境基準を満足することを確認した。尚、バイオ助剤の技術は日々進化しており、今後も検討、最適化を図っていきたい。
 - (2)社内汚染源域におけるEDCによるバイオステイミュレーション試験結果
 - ①地下水中の汚染物質は完全脱塩素化分解し、地下水環境基準を満足することを確認した。
別添資料2
 - ②土壤について、帶水層底部全ては浄化できないものの、汚染物質の溶出を防げる程度の層までは汚染溶出負荷を低減できることを確認した。
 - ③浄化所要期間は約半年である。
 - ④EDCの注入により、地下水中の全菌数は $1.2E+5 \rightarrow 5.7E+8$ (cells/ml)に増加し、発酵状態を呈し、白濁、臭気が発生するが、EDC濃度の低下に伴い、全菌数は減少、白濁、臭気も改善する。

4. 処理計画

- (1)敷地境界緩衝帯におけるパイロット試験
 - ・バイオ助剤の注入による影響を評価する為に敷地境界付近に緩衝帯を設け、パイロット試験を行う。
 - ・汚染地下水の挙動を検討し、助剤注入による社外への影響を最小化するための助剤注入仕様を決定する。
- (2)敷地境界及びゾーン1-2の浄化

社外への汚染物質の流出阻止するためにバイオバリアウォール機能を設けると共に地下水水質を監視し、環境基準を維持する。

 - (1)、(2)項 2010年度浄化実施計画書(案)
 - (3)汚染源域ゾーン1, 2, 3の浄化
 - ①(3)項 不飽和帯の汚染も含め、環境基準まで浄化する。
 - ②(4)項 MNA移行に目処が得られる環境基準の3倍以内、小数点2桁台まで浄化する。
 - (4)汚染拡散域ゾーン4の浄化

- (5)バイオ浄化における安全性の評価への取り組み

NEDO研究開発プロジェクト「次世代バイオステイミュレーション普及のためのセーフバイオシステムの研究開発」*2
研究サイトに当社を提供すると共に技術フォーラムに参加し、国とのプロジェクトと連携した最高技術レベルの体制により当社バイオ浄化の安全性の評価及び周辺生態系への影響評価に取り組む。

6. 処理工程

処理区域	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
パイロット試験	↓	↑	↓	↑	↓	↑	↓
北部敷地境界帯		↓	↑	↓	↑	↓	↑
ゾーン1		↑	↓	↑	↓	↑	↓
ゾーン1-2		↑	↓	↑	↓	↑	↓
ゾーン2		↑	↓	↑	↓	↑	↓
ゾーン3		↑	↓	↑	↓	↑	↓
ゾーン4		↑	↓	↑	↓	↑	↓

図 5 敷地境界井戸配置図

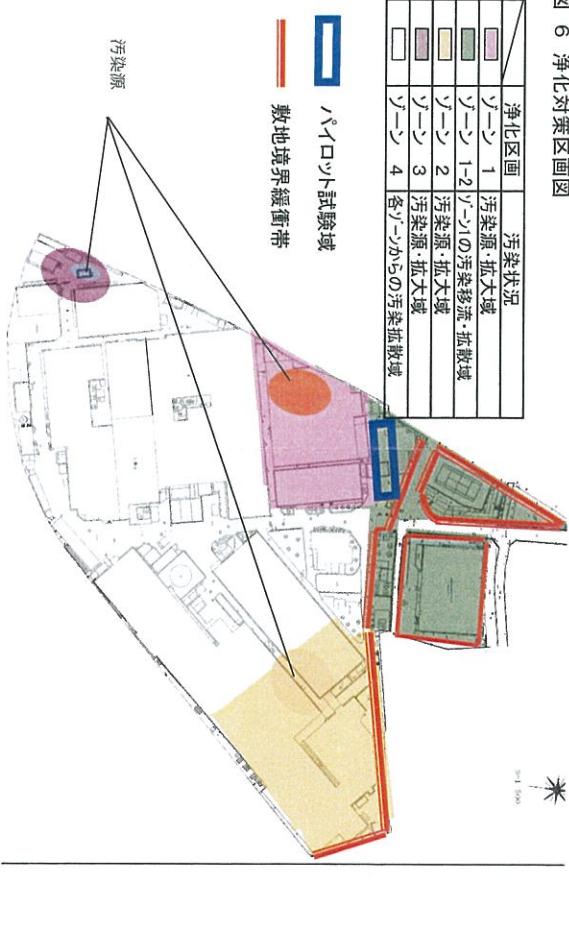
図 5 敷地境界井戸配置図

敷地境界・緩衝帯 浄化監視井 配置図

S=1:500



図 6 処理対策区画図



別添資料4

*1 EDC Electron Donor Compound電子供与体 エコサイクル社製の食品由来の有機資材
*2 「次世代バイオステイミュレーション普及のためのセーフバイオシステムの研究開発」研究開発スキーム、実施体制図、年度展開

7. 年次報告

各年度ごとの処理計画、実績を年度末に御報告いたします。